



いたびつ 板櫃 <校訓> 真理の探究 自主躍進

令和6年7月16日(火)発行
校長 栗原 博巳
北九州市小倉北区白萩町8番1号
HP: www.kita9.ed.jp/itabitsu-j/

<学校教育目標>
自立・共生～自立心にあふれ、他を思いやる心をもった生徒の育成～
<目指す生徒像>
①「時を守り、場を清め、礼を正す」生徒(凡事徹底)
② 自ら考え、正しく判断し、進んで学習や諸活動に取り組む生徒(自立)
③ 思いやりの心を持ち、協力し合って集団生活の向上に努める生徒(共生)
④ 与えられた仕事に対し、役割を果たすことのできる生徒(責任)

ため池での水遊び・魚釣り禁止の周知と事故防止について

このことについて、下記のとおり産業経済局農林水産部農林施設担当課、北九州市産業経済局農林水産部農林施設担当課より保護者の方々へ依頼がありました。

ついては、下記通知文と裏面のチラシの内容をもとに、お子様への安全に関する指導と啓発をお願いします。

保護者各位



令和6年7月9日

北九州市産業経済局農林水産部
農林施設担当課長 宮野 謙剛

ため池等での事故防止について(お願い)

平素より北九州市政にご協力頂きお礼申し上げます。

さて、全国的にため池や河川での水難事故が毎年起きています。福岡県においても、過去に7歳と5歳の幼い兄弟がため池に落ちたボールを拾おうとして転落し亡くなるという痛ましい事故が発生しています。

そうした中、本市には、約500箇所という多くのため池があり、事故防止のために侵入防止のフェンスを設置しているところですが、これが切断されている状況も散見されております。

そのため、市では「市政だより」等で水難事故に対する注意喚起を行っていますが、事故防止には、何より保護者をはじめ地域ぐるみの見守りや指導が不可欠です。

子どもたちが水辺に近づく機会が増える夏休みを前に、ご家庭で、ため池での魚釣りや水遊び等の危険性を重ねてお話いただき、注意を促していただきますようお願いいたします。

お問い合わせ 北九州市産業経済局農林課 TEL 582-2078 担当 梶永・保坂

ため池に限らず、川遊びも危険です。校区には板櫃川が流れていますが、「板櫃川で危険な遊びをしている」と地域から連絡が入ることもあります。みなさんも知っているように、雨が降ると、板櫃川はあっという間に増水します。慣れている場所だからこそ、注意が必要です。

海に行くときも同様です。海水浴場には、「離岸流」というものがあり、これに巻き込まれると、またたく間に沖合に流されます。海や川に行くときは、必ず保護者が責任のある大人と一緒に行くことが大切です。自分の命を大切にしましょう。

多くの自治体が注意喚起をしています！



農業用ため池での魚釣りは違法行為

農業用ため池は農業用水を確保するための重要な施設です。

農業用ため池は、水利組合が日頃から大切に維持管理しており、その代表者であるため池管理者などが、農業の目的以外での使用を認めていません。よって、無断で農業用ため池に立ち入ることは、『軽犯罪法第1条第32号に該当し、違法行為』となります。近年、農業用ため池で魚釣りをしている方が増えてきておりますが、市内で平成29年5月6日には釣り人の転落死亡事故が発生しております。大分市といたしましては、農業用ため池に関係者以外の方が立ち入っている状況が見受けられましたら、警察に通報するよう、ため池管理者に指導しています。

農業用ため池に地元農業者以外の方は立ち入ることの無いようお願いいたします。

【大分市 HP より】

ため池での水難事故防止のお願い

事故が起こったら

- ① むやみに飛び込まない。泳いで助けることはしない。自分までおぼれてしまう危険があるので、不用意に飛び込まない。
- ② 大声でまわりに助けを求めろ。
- ③ 速やかに消防へ通報(119番通報)する。
- ④ まわりに棒やロープがあれば差し伸べる。身の回りの浮くもの(浮輪、ペットボトル)などがあれば近くに投げる。
- ⑤ 助け出した場合、すみやかに応急手当を実施する。



【香川県 HP より】

ため池等での水による事故防止について(お願い)

子どもたちにとって、「ため池・水路・井堰(※いぜき)」などは魚釣りや夏の水遊び場と考えがちです。しかし、これらの施設は主に農業用であり、これらの場所で遊ぶことは大変危険であるため立ち入ることを禁止しています。

特に、5月から9月頃までは、水田のかんがい期に入り、普段は水が少ない所でも増水して非常に危険な状態になることがあります。以下のことについて必ず守っていただき、事故防止にご協力くださいますようお願いいたします。

(注※)井堰(いぜき)とは、農業用水を確保するため川の水をせきとめる施設のことで。

ため池・水路・井堰での水遊び禁止

ため池・水路・井堰いぜきは立入禁止です。絶対に遊ばない、遊ばせないようにしてください。もし、遊んでいる子どもがいたら注意してあげてください。

特に、ため池は斜面が急であり、岸辺から急に深くなっているため、危険です。ため池で遊んだり、魚釣りをしたりすることは絶対にやめてください。【福岡市 HP より】